

2011年12月9日

高知県教職員組合執行委員長
同女性部長



女性教職員の労働条件の改善に関する申し入れ書

私たち女性教職員は、すべての子どもたちが笑顔と希望にあふれる学校生活を送り、健やかに成長していくことを願っています。また、女性教職員が母性を守りながら、男女平等のもとでいきいきと働き続けられることを願っています。しかし、年々学校現場は多忙を極め、教職員の健康も損ないかねない状態です。また、社会全体での少子化対応の施策が求められていますが、教職員も安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりが重要です。私たちの切実な要求にもとづく下記の項目について、貴教育委員会が格段の配慮をされますようお願いいたします。

言 己

I 教職員全般に関して

- 勤務実態調査を実施し、結果をもとに多忙化改善の施策を打ち出すこと。
セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの根絶のために、実態調査、管理職への研修、職場への周知徹底など必要な手だてを具体化すること。また、第三者による相談機関については、一人ひとりの教員に知らせるようにし、高知県教委としても「パワハラ防止指針」を策定するようにすること。
- 男女別トイレ、更衣室、休養室の実態を明らかにし、完全設置のための予算措置を講ずること。
- 児童・生徒数が500人程度の学校にも、健康診断期間中、養護教員の事務補助を加配すること
- 妊娠時・出産・子育て時等、母性保護のための権利を該当者に周知徹底できるよう、チェックリスト（特に管理職向け）やハンドブックなどを作り、各学校並びに該当者全員に配布すること。

II 妊娠・出産に関して

- 妊娠中の労働軽減を行うこと。
 - 妊娠者が一人の場合でも、体育補助を配置すること。
 - 体育専科教員・小学校・特別支援学校体育担当時間等に対し、妊娠が判明した時点から教員を加配すること。当面、水泳指導への軽減を行うこと。
 - 妊娠が判明した時点から産前休に入るまで、特別支援学校に教員および寄宿舍指導員を加配すること。盲・ろう・江の口養護学校・特別支援学級へも、子どもの実態に合わせて加配すること。
 - 妊娠中の養護教諭に対し、4・5・6月の期間、加配すること。
 - 妊娠中の権利や労働軽減などの母性保護に関する内容を妊娠者個人に文書で知らせること。併せて管理職に文書で指導を徹底すること（宿泊を伴う行事、体育の実技指導、遠足の引率、校舎階上への頻繁な往復、夜間・土日・祝日等の出勤、校務分掌・授業時数の軽減など考慮すること）。また、妊婦の労働軽減に学校内で対応できない場合は、教員を加配すること。
 - 産前・産後休暇の拡充を行うこと。多胎妊娠の場合産後休暇も14週とすること。
 - 妊娠4か月未満で流産した場合の流産休暇を2週間設けること。
妊娠障害休暇を2週間（現行10日）に延長すること。また、産前休暇につながる妊娠障害休暇に代替者を配置すること。
産休に入る1か月前から代替を配置すること。当面、産休につながる病休は実質30日に満たなくても、代替者を配置すること。
11. 年度末・年度始めの休業期間中も産休・育休の代替を配置すること。

12. 不妊治療のための休暇制度を新設すること。

III 育児に関して

13. 次世代育成支援計画を早急に作成し、その具体化を図ること。また、年度ごとの実施状況についての資料を公開すること。
14. 育児時間を子どもが満3歳になるまでとれるようにすること。当面、育児休業手当金を満3歳まで支給するようにすること。次世代育成支援拡充の趣旨に反する育児・介護休業手当金の上限を引き下げないよう国・関係機関に働きかけること。また、育児休業・介護休業手当金の日額が引き下げられた場合でも、取得者に影響がでないように独自の措置を講ずること。また、男性の取得促進の啓発を進めるとともに、具体的な施策を講ずること。
育児のための短時間勤務制度の周知に努め、取得しやすい条件整備に努めると共に、取得者にも学校現場にも負担にならない後補充の教職員を「正規・期限付き・時間講師」のいずれかで現場の要求を聞いて確保すること。また、管理職に対して制度の意義や主旨を周知徹底させ、教職員が制度を活用しやすくするための手立てを講ずること。

IV 休暇に関して

16. 病休が長期休業中にかかる時、代替教員の引き上げをしないこと。
更年期障害に対する措置（健康相談・通院保障・休暇・労働軽減など）を設けること。
18. 介護休暇・看護欠勤に引き続く忌引期間中の代替措置を制度化すること。
看護休暇の対象を家族的責任を果たすための休暇（保育園や学校行事への参加）に拡大すること。日数も10日間に延長すること。
20. 短期の介護休暇については、「要介護者一人につき5日取得」となるよう改善すること。また、その旨を関係機関に働きかけること。また、緊急の負傷・病気などに対応できる利用しやすい制度とするため、取得要件の「2週間以上要介護状態にあること」をはずすこと。
21. 永年勤続休暇については今後もこの制度を維持し、さらに、取得率を向上させるために、現行以上に分割取得や繰り越しを認めること。

V 臨時教職員に関して

- 教職員が安心して休むことができるように、教育委員会が責任を持って代替教員を確保し、配置するようにすること。そのためにも、臨時教職員の身分確立・待遇改善を図ること。特に次の点を改善すること。
 - 臨時教職員の母性保護を、正規教職員に準じて行うこと。
 - 臨時教職員も、産休を取得できるよう代替保障をすること。

以上